

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業 補助対象交通費の考え方について

(一社) 京都府薬剤師会 事務局

令和3年3月1日から開始された標記事業に係る補助対象交通費及びその根拠書類について、多くのご質問をいただいております。

補助対象となる配送料については、次のとおりとなっております。

以下を対象とし、いずれの経費も実費額のみ補助対象とする。

- 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料（実費）
- 薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費（実費）

注1) 請求の根拠となる資料（領収書、配送業者からの請求書等）を示すことができないもの（例：徒歩・自転車・車等で従事者が届けた場合等領収書がないもの）は補助対象となりません。※公共交通機関を利用した場合は、その経路及び費用を記載したものを提出してください。（府薬 HP に参考様式掲載）

注2) 薬剤師が届けた場合は、本事業の補助対象とはなりません。（「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）」又は「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）」の対象となるため。）

また、各薬局様からお問合せいただきました補助対象・対象外となる交通費及びその必要根拠書類に係るご質問について、下記のとおり厚生労働省に確認しましたので、ご確認ください。

記

会員薬局様からの Q&A

- ① まとめて購入したレターパックや切手等の一部を使用した際の根拠資料について
- 購入した際の領収書及びそのうちいくつ実際に使ったのでいくら請求ということが分かれば請求可。（右記例参照）

領収書			
京都府薬剤師会 様			
[販売]			
レタ	370円 120枚	¥44,400	
小計		¥44,400	
消費税 (10%)		¥0	
合計 (内消費税等)		¥0	

- ② 車で患者宅を訪問した際のガソリン代
- 根拠となる資料（領収書）や記録（届け先、届け先までの距離、燃費、その時点でのガソリン価格等）があり妥当と判断※できれば認められる場合もある。（ガソリン代の領収書は必要です。）

このうち、10枚使用
370円×10枚=3,700円

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年8月30日 15:52
担当：前田 いずみ
受付No. 21083077019 端N08箱01
連絡先：京都清水郵便局
TEL:075-561-6935

なお、パーキング代は補助対象外、前述したとおり薬剤師が届けた場合は補助対象外となります。

※ガソリン代の領収書に併せ、ガソリン代計算の根拠となる資料を提出してください。（ガソリン代計算方法は以下のとおり）

〔ガソリン価格※¹（円/L）× 走行距離※²（km）÷車の燃費※³（km/L）〕

※¹ 領収書、レシートに記載の1Lあたりの価格を記入してください。

※² 出発時、帰着時のメーター距離の差等から計算

※³ 国土交通省発表の2016年実績値「19.2 km/L」により計算 ※正しい燃費を把握されている場合はそちらを記載ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html